

告示

埼玉県告示第六百三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として令和五年五月二十五日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

令和五年五月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
熊谷市	妻沼小島三地区 （妻沼小島の一部、妻沼台の一部）	令和五年五月二十五日から 令和六年三月三十一日まで